

農業近代化資金融通法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件（抄）

平成14年6月21日農林水産省告示第1182号

最終改正 令和7年4月1日農林水産省告示第514号

農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号）第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を次のように定め、平成14年7月1日から施行する。

農業近代化資金融通法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率は、年1分7厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分七厘以内となる資金にあつては、年二分九厘五毛とする。

附 則 （令和7年4月1日農林水産省告示第514号）

この告示は、公布の日から施行する。